委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	知事	市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県	
3. 市区町村名		
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番 号	65-2	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.vill.sagara.lg.jp/index.php	

執行機関名

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	相良村ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和57年相良村条例第20号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		相良村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第2項 相良村ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第百二十九号)第一条	相良村ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和57年相良村条例第20号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>ひとり親家庭等の生活の安定</u> と福祉の向上を図るため、予算の範囲内で <u>医療費</u> の一部を <u>助成</u> することに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		相良村ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和57年相良村条例第20号) 相良村ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(昭和57年相良村規則第8号)